

四国森林管理局における電子契約システム（工事・業務）の導入について

電子契約システムは、公共工事や建設コンサルタント業務などの公共事業調達の契約業務を電子化し、インターネットを利用して契約に係る手続きを行うことで、契約に係る印刷代や移動経費などの物的・人的なコストの削減に加え、契約に係る収入印紙も不要となるなどのメリットがあります。

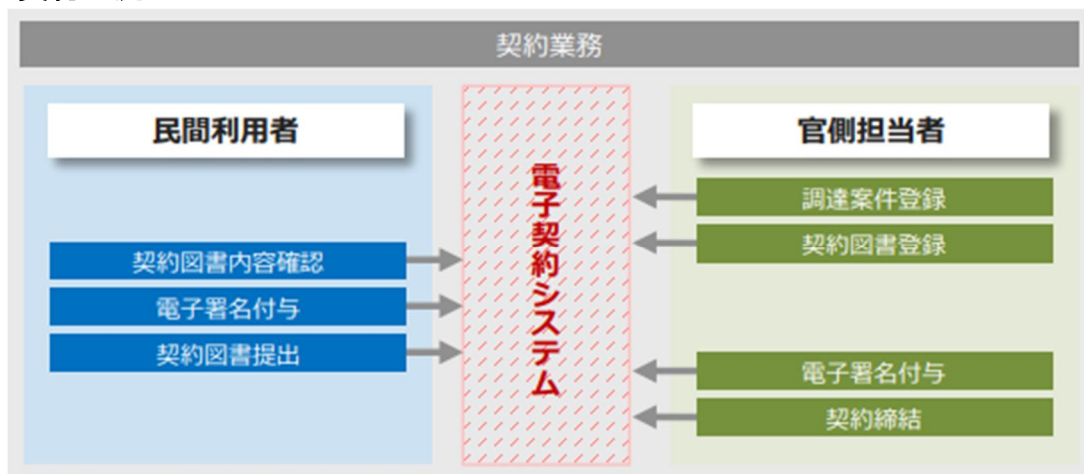
四国森林管理局では、令和7年1月以降この電子契約システムの機能のうち、契約業務について導入を行うこととしました。

入札公告及び入札説明書において「**電子契約システム試行対象案件**」と記載している工事・業務については、電子契約の実施となるようあらかじめの利用者登録等ご協力をお願いします。ただし、システムの障害等により紙による契約方式とする場合があります。

電子契約によるメリット

- ◆ ネット環境での契約により、契約に係る時間的制約が軽減されます
 - ◆ 契約に係る印紙税が不要となります
 - ◆ 移動・郵送等に係る費用や労力が削減できます
 - ◆ 契約書類が電子管理となり、書類保管に係るスペースなどが削減できます
 - ◆ 電子証明による署名をシステムが担保するため、印鑑が不要となります
 - ◆ 電子入札システムで使用している電子証明書（ICカード）が使用可能です
- ※ 委任により支社等名で契約する場合は、支社のカードが必要です

電子契約の流れ



利用に必要な環境

- ◆ インターネット環境が利用できる PC（推奨環境はマニュアルをご覧ください）
- ◆ 電子証明書（IC カード、カードリーダー）

利用に必要な手続き等

- ◆ PCへの電子契約システムプラグインのインストール
- ◆ ブラウザ（ Edge 又は Chrome ）の設定
- ◆ 電子契約システムへの利用者登録

電子契約システムのマニュアル等は以下のURLからご覧ください

- ◆ 電子契約システム <https://www.gecs.mlit.go.jp/>
- ◆ 利用者環境準備 <https://www.gecs.mlit.go.jp/prepare.html>（動画説明あり）
- ◆ 操作マニュアル <https://www.gecs.mlit.go.jp/manual.html>（動画説明あり）
- ◆ よくある質問 FAQ <https://www.gecs.mlit.go.jp/faq.html>

ヘルプデスク問合せ先

システムの導入や不具合等に関するお問い合わせは下記へお願いします。

- ◆ 電話：050-3816-8300
（受付時間 9：00～17：30 土・日・祝祭日、年末年始を除く）
- ◆ メール：メールでの問い合わせについては、電子契約システム内の「よくある質問 FAQ」の最後に記載された問い合わせフォーマットを参考に問合せ願います

四国森林管理局署における電子契約システムを利用した契約についてのお問合せ

- ◆ 電話：088-821-2011
四国森林管理局 経理課（担当：専門官（契約適正化担当））